

「遺言書の基礎知識」

< 2. 遺言書に書けること >

d. 遺言による推定相続人の廃除

○遺言できること

遺言で推定相続人の廃除が行えます。

○規定された法律

民法（第八百九十三条）

○こんな方へお勧め

自分に対して虐待や侮蔑等の行為を行う推定相続人（配偶者や子等）に財産を一切あげたくない！と思う方。

○補足

民法（第八百九十三条）では、「遺言執行者は、その遺言が効力を生じた後、遅滞なく、その推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求しなければならない。」との記述もあります。

つまり、遺言したから必ず実現するというものではないのです。

尚、推定相続人には兄弟姉妹等の遺留分減殺請求を行う権利を持たない者は含まれません。

遺留分減殺請求を行う権利を持たない者に対しては、その者に一切の財産を与えない内容の遺言書を作成すれば同じ効果がありますので、逆に簡単に”財産を一切あげたくない”事を実現する事が出来ます。